行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～80歳内外の男性、推定身長160㎝、着衣及び所持品は半袖シャツ、ズボン、パンツ、靴、脚立、紐

上記の者は、平成26年３月９日午前10時、茨城県稲敷市江戸崎甲1361番地３の東北東約180m先雑木林で発見されたもので、死亡日時は平成23年３月頃～平成25年９月頃と推定されます。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市保健福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成27年３月31日

茨城県　　稲敷市長　田口　久克

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代から60歳代の男性、身長167㎝、やせ型、前頭部から頭頂部禿げ上がり、上衣白色半袖開襟シャツ、下衣ジーンズ、黒色短靴

上記の者は、平成26年８月25日午後10時58分頃、東武鉄道伊勢崎線世良田駅ホームにて太田駅方面に進行中の回送電車に飛び込み、通報により太田記念病院へ緊急搬送されたが、同年８月26日午前０時58分死亡が確認されたものである。遺体は火葬に付し、遺骨は寺院にて保管してあります。心当たりの方は、当市社会支援課まで申し出てください。

平成27年３月31日

群馬県　　太田市長　清水　聖義

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳～60歳位の男性、身長約172㎝、中肉、左手示指中節欠損、同中指基節欠損、同環指基節欠損、同小指基節欠損、着衣は灰色パーカー、紺色ジャージ、チェック柄シャツ、白色長袖シャツ、紺色ジャージズボン、灰色スウェットズボン、青色トランクス、白色軍足、チェック柄マフラー、所持品財布、小銭入れ、現金5,202円

上記の者は、平成27年２月20日午後０時30分頃、富山県射水市中央町２番30号の家屋にて倒れているところを発見された。身元不明のため、火葬に付し、遺骨を射水市営納骨堂に保管しておりますので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成27年３月31日

富山県　　射水市長　夏野　元志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20～50歳位の男性、身長175㎝、遺留品はナイフ、鍋、タオル等の日用品

上記の者は、平成27年２月12日午後３時30分頃、静岡県静岡市駿河区丸子新田20番地の１株式会社村上ビルの北方約50メートルの駿河大橋西端の橋下において発見されました。死亡推定日は平成27年１月上旬から２月上旬頃、遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は静岡市駿河福祉事務所生活支援課までお申し出てください。

平成27年３月31日

静岡県　　静岡市長　田辺　信宏

無縁墳墓等改葬公告

霊園の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成27年３月31日　　倉　敷　市

１．墳墓等所在地　岡山県倉敷市船穂町船穂3700番地

１．墳墓等の名称　倉敷市船穂小池霊園

１．死亡者の本籍及び氏名　岡山県浅口郡船穂町大字水江1384番地　小原せき

１．改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市西中新田640番地　倉敷市長　伊東　香織

公示送達

足利佐野都市計画事業西浦・黒袴土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次の通り公告する。

平成27年３月31日

足利佐野都市計画事業
西浦・黒袴土地区画整理事業
施行者　佐野市
代表者　佐野市長　岡部　正英

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不詳
氏名　山﨑清右エ門

２　通知の内容

⑴　従前の宅地
佐野市黒袴町字立山93番　366㎡

⑵　仮換地
２－１街区１　243㎡

⑶　仮換地の指定の効力発生の日
平成27年４月20日

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に佐野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に佐野市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知の添付図は栃木県佐野市田沼町974番地１の佐野市役所田沼庁舎、都市整備課事務室内で閲覧できます。

公示送達

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成27年３月31日

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　佐久間隆義

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　田中源五郎
住所　不詳（登記簿住所　千葉県市原郡五井町五井2956番地）

２　通知の内容

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する市原市五井1542番２について、土地区画整理法第98条第１項の規定により仮換地を指定します。

なお、仮換地指定通知の原本につきましては、千葉県市原市五井中央西２丁目３番地13にある、五井区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業61街区にある下宿公民館の掲示板（千葉県市原市五井1543番地）に掲示してあります。

教示

⑴　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

⑵　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。